

申請者:秋吉 貴雄

論文題目 政策変容の政治過程—日米航空輸送産業における規制改革—

審査員 山内弘隆
根本敏則
伊地知寛博

本論文は、アメリカおよび日本における航空規制緩和を事例として、政策が変容する政治的プロセスをモデル的に扱うフレームワークを構築し、分析しようとするものである。

論文の前半部分では、政策決定過程の理論的展開が検討され、1970年代前半まで主流であった「多元主義」に対して、制度への回帰、アイデアへの注目、政策学習概念の台頭という3つの潮流が認識される。さらに著者は、これらの概念を整理し再構成することによって、政策変容を分析するフレームワークを構築している。それは、制度によるアクターの行動の制約、政策転換点としてのアイデアの役割、このアイデアを包括する政策学習概念という整理であり、さらに、政策変容の政治過程は、「政策パラダイムの転換」、「政策アイデアの構築」、「政策アイデアの制度化」という段階により構成されると理解される。

論文の後半部分では、日米両国における航空規制政策の変容(規制緩和)の概要が詳述された後、両国の政策変容プロセスについて、前半部分で展開された分析フレームワークにしたがった分析がなされる。分析の結果、米国における航空規制緩和が、徹底的な形で競争導入に発展したのに対し、わが国のそれが限定的な規制改革にとどまったかについて次のように説明される。まず、制度の要因としては、わが国航空局による政策決定の「場」のコントロール、航空局の「割拠的」自律性、政策遺産による制約があげられ、アイデアの要因としては、規制緩和への価値観と競争条件整備の失敗という政策手段双方における「混乱」が指摘されている。さらに、政策学習については、上述の3段階における「学習の歪み」が生じることとなり、これらが、わが国における「管理された競争」を導いたと結論されている。

本論文について第1に評価すべき点は、きわめて複雑であり各種の情報が混在する政治的政策形成プロセスについて、比較的抽象度の高い分析フレームワークを提示した点である。これは、政治学が分析対象とする分野について、ある意味でこれまでとは一線を画する分析手法を提示することであり、いわゆる「政策科学」からの新しい分析アプローチとして注目されるものである。第2に、論文前半部分で提示された分析フレームワークが、後半部分において、きわめて詳細な事実の解明と積み上げによって実証されている点である。日米両国の航空規制緩和については数々の先行研究が存在するが、著者は可能な限り元資料に依拠し、自ら設定したフレームワークを活用しつつ事実を丹念に整理している。提示された資料は、審査委員の知る限り著者が独自に収集したものが多く存在し、分析の価値を高めている。その意味での本論文の寄与度は大きいと考える。

一方、本論文の問題点として、分析フレームワークの汎用性の問題、および事例の分析対象選択の問題が指摘できる。分析フレームワークの汎用性の問題とは、本論文のフレームワーク自体が、(主として米国の)制度および政策決定プロセスを前提として構築されており、「状況依存的」でありえることである。一方の分析対象の問題とは、著者がわが国航空産業の政策転換として、1986年の政策変更を取り上げている点である。周知のように、わが国の航空輸送は1990年代を通じて大きく変化し、2000年には米国の航空規制緩和に匹敵する政策変更が行われた。したがって、航空の規制緩和に至る政治過程を分析するのであれば、1999年に成立した新航空法改正のプロセスを対象にすべきであると思われる。

以上のような問題点はあるものの、これらは本論文の特長を損なうものではなく、筆者の更なる研鑽により克服可能な課題であると考えられる。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定に準じた取り扱いにより一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。